

## 令和7年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和7年9月17日（水）

開会 午後2時 1分

閉会 午後2時26分

場所 議会運営委員会室

出席委員 横川雅也委員長

逢澤圭一郎副委員長、権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、渡辺大委員、美田宗亮委員、宇田川幸夫委員、荒木裕介委員、

齊藤邦明委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、戸野部直乃委員、平松大佑委員、伊藤はつみ委員

出席者 白土幸仁議長、飯塚俊彦副議長

欠席委員 町田皇介委員 → 代理出席：武田和浩議員

説明者 堀光敦史副知事、都丸久企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和7年9月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和7年9月17日(水))

---

**委員長**

1 9月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**堀光副知事**

委員長のお許しをいただいたので、9月定例県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げる。サイドブックスの「埼玉県議会令和7年9月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和7年9月定例会付議予定議案件名総括表」である。9月定例県議会に提案を予定している議案は、予算2件、条例3件、工事請負契約の締結2件、損害賠償1件、事件議決2件の計10件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告などの報告事項が22件あり、合わせて32件となる。議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

初めに、補正予算案については、八潮市内で発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応や下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた対策等に係る予算措置を講じるとともに、公共事業の追加など当面対応すべき事業について補正予算を編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、88億4,620万5千円、流域下水道事業会計の補正予算額は、62億8,000万円となったところである。

なお、流域下水道事業会計の補正予算については、6月定例会における「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議」も踏まえた住民・事業者への速やかな補償や、調査結果を踏まえた早期の対策工事等を行う必要があることから急施を要するので、他の案件に先立って御審議賜りようお願い申し上げる。

次に、条例については、3件全てが一部改正条例である。主なものとしては、法人県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長する「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」がある。工事請負契約の締結については、(仮称)川口北警察署庁舎関連の工事請負契約の変更契約の締結に係るもの2件である。このほか、法改正に伴い不要となった自動車の保管場所標章印字機の賃貸借契約を解除したことによる損害賠償の額を定めるものや、事件議決として、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付すものがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしくお願いする。

**企画財政部長**

それでは、お許しをいただいたので、議案等の詳細を御覧いただいている資料により説明する。3ページにある、資料1「埼玉県議会令和7年9月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

4ページを御覧願う。「条例」について説明する。1番は、法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を5年間延長するものである。2番は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を松伏町が処理することとするものである。

5ページを御覧願う。3番は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医などに対する介護補償の額を改定するものである。条例については、以上である。

6ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。1番、2番ともに（仮称）川口北警察署庁舎関連の工事であり、賃金及び物価水準の変動に伴うスライド条項の適用等により、増額の変更契約を行うものである。

7ページを御覧願う。「損害賠償」である。自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い保管場所標章が廃止されたことから、保管場所標章印字機の賃貸借契約を解除したことにより生じる損害賠償の額を定めるものである。

8ページを御覧願う。「事件議決」である。1番は、一般会計及び15の特別会計について、決算の認定を求めるものである。2番は、総合リハビリテーションセンター病院事業会計など五つの公営企業会計について、決算の認定を求めるものである。議案については、以上である。

次の9ページからは「報告事項」である。まず、「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番と2番は、川口特別支援学校中央棟新築工事と（仮称）川口北警察署庁舎新築電気設備工事に係る請負契約の変更契約の締結であり、当初契約金額をその100分の5以内において増額等するため、専決処分を行っている。

10ページを御覧願う。3番は、吉川警察署での誤った遺体引渡しに係る損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が100万円以下そのため、専決処分を行っている。4番は、行田市と鴻巣市の境界変更であり、人口の異動を伴わない市町村の境界変更のため、専決処分を行っている。

11ページを御覧願う。「行政報告書」であり、令和6年度の主要な施策の成果について報告するものである。

12ページを御覧願う。「内部統制評価報告書」であり、財務に関する事務に係る内部統制の体制整備及び運用状況の評価について報告するものである。

13ページを御覧願う。13ページから14ページまでは「継続費精算報告」であり、継続年度が終了した一般会計、特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。

15ページを御覧願う。「基金の運用状況報告」であり、定額運用基金である土地開発基金及び美術作品取得基金について報告するものである。

16ページを御覧願う。「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学をはじめ合計5法人である。

17ページを御覧願う。「地方独立行政法人の業務実績評価報告」であり、埼玉県立病院機構及び埼玉県立大学の令和6年度の業務実績等について、評価結果を報告するものである。

18ページを御覧願う。「健全化判断比率等報告」であり、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

19ページを御覧願う。「私債権の放棄に関する報告」であり、令和6年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。

20ページを御覧願う。「施策の実施状況報告」であり、1番は「観光づくりに関する施策」、2番は「農林水産業の振興に関する施策」の実施状況について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。

21ページを御覧いただきたいと存じる。資料2「令和7年度9月補正予算案の概要」を御覧願う。補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(4)までの四つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、説明する。

22ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で88億4,620万5千円、公営企業会計で62億8,000万円、合計で151億2,620万5千円となっている。「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正予算に要する財源については、主に国庫支出金や県債といった特定財源を中心に計上している。

23ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 下水道管の破損及び道路陥没への対応」についてである。流域下水道事業会計において、下水道管及び陥没した道路の復旧工事の影響を受ける住民及び事業者への補償等を行うものである。

次に、「(2) 下水管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた対策等」についてである。同じく流域下水道事業会計において、全国特別重点調査の結果を踏まえ、速やかな対策が必要な箇所について改築工事等を実施するものである。なお、これら流域下水道事業会計の補正予算案については、先ほど副知事からも説明したとおり、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いする。

次に、「(3) 公共事業の追加、適正工期の確保」についてである。

「ア 公共事業の内定増に伴う追加工事の実施」については、国庫補助事業の内定増に伴い、道路・街路事業、河川事業の追加工事を実施するものである。

「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

24ページを御覧願う。「(4) その他」についてである。

「ア 中央児童相談所一時保護所整備費の継続費の変更」については、解体工事におけるアスベストの除去等を行うため、総額を増額するものである。

「イ 医療需要の変化に直面する医療機関に対する支援」については、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、給付金を支給するものである。

次に、25ページから29ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしくお願いする。

## 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長から説明願う。

## 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

## 委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、資料1を御覧願う。  
委員長案を申し上げてよいか。

<了承>

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、無所属1名ということですか。

<了承>

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、無所属1名。3日目、自民2名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということですか。

<了承>

**委員長**

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

<事務局職員が資料を配布>

**委員長**

配布したとおりでよいか。

<了承>

**委員長**

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、祝日を除いた開会日前日に当たる9月22日（月）の正午までとするので、よろしくお願ひする。

<了承>

**委員長**

なお、無所属については、私から確認しておく。

**委員長**

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

<了承>  
<事務局職員が委員長案を配布>

## **委員長**

この案でいかがか。

<了承>

## **委員長**

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の9月30日（火）に係るものについては、一問一答式の場合は9月25日（木）の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、9月26日（金）の正午までとなるので、御協力願う。

<了承>

## **委員長**

4 テレビ広報番組についてだが、資料2及び資料3に基づき、政策調査課長から説明願う。

## **政策調査課長**

資料2、本会議のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。前定例会の本委員会でお伝えしたとおり、6月定例会と同様に、今定例会の開会日の生中継は行わない。また、一般質問の録画放送に係る編集に当たり、質問された議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の模様は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜20時から21時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料3、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の模様等をテレビカメラにより収録させていただき、「9月定例会ダイジェスト」として、10月26日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「特別委員会だより」として、11月23日（日・祝）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしくお願ひする。

## **委員長**

5 第25回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、資料4に基づき、政策調査課長から説明願う。

## **政策調査課長**

資料4、第25回都道府県議会議員研究交流大会開催概要を御覧願う。今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。この大会は、共通

する政策課題について意見交換を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。

開催日時は、11月11日（火）の午後1時30分から、開催場所は東京都港区のニッショーホールである。大会構成は、講演とパネルディスカッションとなっている。開催方法は、対面とオンラインによるハイブリッド開催となっており、会場における対面参加は、各都道府県から12名までとなっている。なお、オンラインによる参加については、希望者全員の参加が可能である。どうぞ、よろしくお願ひする。

### **委員長**

この件については、議長から、12名の議員を派遣したいとの話があった。

については、派遣予定議員数の12名を各会派別所属議員数により按分し、自民7名、民主フォーラム2名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で各会派から御推薦いただくことによいか。

< 了 承 >

### **委員長**

それでは、各会派におかれては、派遣する議員について、9月30日（火）までに御推薦いただくようお願ひする。

なお、会派配分に異動が生じた場合の取扱いについては、委員長に御一任願う。また、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡する。

### **委員長**

6 議員政策研修会の開催についてだが、資料5のとおり、開会日・9月24日（水）の午後2時から開催したい旨、議長から話があったので、議員各位の参加をお願いする。

開催方法は、昨年度と同様、会場での講演と同時にオンライン配信も行う。

また、例年、参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長は、オンライン配信による視聴のみとなるので、御承知おき願う。

### **委員長**

7 閉会中の委員会活動についてだが、資料6のとおり、視察を10月20日（月）から21日（火）までの2日間で実施したいと考えているがよいか。

< 了 承 >

### **委員長**

それでは、この案にしたがって実施していくので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

### **中屋敷委員**

お忙しいところではあるが、お時間を頂きたい。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として、条例案を提案したいと考えている。条例案の

概要をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれでは、よろしくお取り計らいをお願いする。

### **委員長**

事前に自民から概要の資料を預かっているので、事務局から資料を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

### **委員長**

それでは、説明をお願いする。

### **中屋敷委員**

お配りした条例案の概要を御覧願う。令和7年4月、児童福祉法等の一部が改正され、幼保連携型認定こども園や幼稚園等の職員による虐待に関する通告義務等が創設された。この規定は、令和7年10月1日に施行される。一方、「埼玉県虐待禁止条例」で規定する「通告」の定義には、幼保連携型認定こども園や幼稚園等の職員による虐待に関する通告が含まれておらず、本条例の対象とされていない。そのため、幼保連携型認定こども園や幼稚園等の職員による虐待に関する通告についても、法律の改正に合わせ、本条例の「通告」の定義に含めるための見直しを行い、本条例の規定を適用させるものである。同様に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部が改正され、精神科病院の業務従事者による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、本条例における「通報」の定義にこれを含めるための見直しを行うものである。最後に、幼保連携型認定こども園や幼稚園等の職員、精神科病院の業務従事者から虐待を受けた者による届出制度が新たに創設されたため、本条例における「届出」の定義にこれを含めるなどの見直しを行うものである。なお、本条例の施行日は、改正された児童福祉法等の施行日と同日の令和7年10月1日とする必要があるため、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

各会派の皆様におかれでは、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げる。

### **委員長**

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしくお願ひする。

また、先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」の議案の取扱い等についても、今後の本委員会において御協議いただきたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

### **委員長**

8 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月24日（水）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >